

令和6年度第2回香川県広域水道企業団運営協議会議事録

- 日 時 令和7年1月21日（火）14：00～14：32
- 場 所 香川県庁本館 21階特別会議室
- 出席者 「出席者名簿」のとおり

- 次 第
 - 1 開会
 - 2 会長（知事）挨拶
 - 3 議題
 - (1) 香川県広域水道企業団議会への提出議案等について
 - 〔予算議案〕
 - ・令和6年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算
 - ・令和6年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算
 - ・令和7年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算
 - ・令和7年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算
 - 〔予算外議案〕
 - ・条例改正
 - (2) 統一料金の基本方針（案）について
 - 4 閉会

- 配付資料
 1. 次第
 2. 委員名簿
 3. 配席図
 4. 香川県広域水道企業団規約
 5. 香川県広域水道企業団運営協議会規則
 6. 令和7年2月香川県広域水道企業団議会定例会について
 7. 令和7年2月香川県広域水道企業団議会定例会議案の概要
 8. 統一料金の基本方針（案）について
 9. 令和7年2月香川県広域水道企業団議会定例会議案
 10. 令和6年度補正予算説明書
 11. 令和7年度当初予算説明書

■ 議事

○司会（植松事務局）

失礼します。

それでは、皆様お揃いになりましたので、ただ今から、令和6年度第2回香川広域水道企業団運営協議会を開催いたします。

始めに、開会に当たりまして、本協議会会長の池田知事から御挨拶を申し上げます。

○会長（知事）

皆さんこんにちは。

今日はお忙しい中、香川県広域水道企業団運営協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から、企業団運営そして県政全般にいろいろなところで御尽力をいただいております、ありがとうございます。

今日はですね、来月6日に開催されます企業団議会に提出する予算議案及び条例議案、そして、今後の課題となっております耐震化の進め方、そして、統一料金の基本方針案について御審議をいただくことになっております。

よろしく願いいたします。

そして、審議に入ります前に、耐震化の進め方について、一言お話しをさせていただきます。

昨年1月の能登半島地震を契機に、水道施設の耐震化の重要性、これまでに増して高まってきていることを受けまして、従来より管路の耐震化がこの香川県の企業団のほうでも遅れている状況を踏まえて、基幹管路を中心に耐震化の促進を図るための計画の見直しを行っていること、これを前回の運営協議会でも御報告したところでございます。

皆様方からも、県としての役割の御要望があったこともあり、県と企業団で協議を行いながら見直しをしております。

その過程で、国交省から全国の上下水道の耐震化状況の緊急点検結果も公表されました。

後程ですね、副企業長から説明があると思いますが、この水道施設の耐震化、喫緊の課題であるという、全国の課題としての位置づけがされてきております。

もちろん、従来よりこの必要性には変わりはありませんけれども、今後ともできるだけ早く計画の取りまとめを進めて参りたいと思います。

今日はこの計画の内容についてのまだ準備ができておりませんが、見直し案が出来次第、皆様方とは十分に意見交換をさせていただきたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

今日の議題につきましては、この後、高木副企業長から御説明いたしますので、皆様方には御審議賜わりますようよろしくお願い申しあげまして冒頭の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○司会（植松事務局）

それでは、議事に移らせていただきます。

本協議会規則第4条第1項の規定により、会長が会議の議長となります。

会長、よろしくお願いいたします。

○議長（知事）

それでは、規則に基づきまして、私が議長を務めさせていただきます。

御協力をお願いいたします。

それでは、本日の議題のうち、まず、議題1の香川県広域水道企業団議会への提出議案などにつきまして御説明をお願いいたします。

○事務局（高木副企業長）

副企業長の高木でございます。

議題の企業団議会への提出議案等について御説明を申し上げたいと思います。

失礼して着座にて説明させていただきます。

最初に、お手元の資料1を御覧ください。

今年度第2回目の企業団議会定例会は来月6日の午前10時から、香川県庁本館21階特別会議室を議場として開催する予定としております。

当日の議事としては、御覧の内容を予定しております。

それでは、資料に沿って、議案等の内容について、御説明させていただきます。

資料2の「議案の概要」を御覧ください。

今議会に提出いたします議案は、予算議案が4議案、予算外議案が4議案でございます。

1ページをお開き願います。

まず、予算議案は、第1号議案から第4号議案までの4議案でございます。

第1号は水道事業会計の、第2号は工業用水道事業会計の令和6年度補正予算、第3号、第4号は、それぞれ、両会計の令和7年度当初予算議案でございます。

3ページをお開き願います。

「令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算の概要」についてでございます。

まず、水道事業会計について、1の業務量につきましては、給水戸数は、ほぼ横ばい、給水人口、給水量は、前年度から微減を見込んでおります。

一方、有収水量につきましては、人口減少等に伴う使用水量の減少は見込まれるものの、例年、当初予算としては、渇水を想定した見積りを行っていたものを、令和7年度

当初予算からは、平常時を想定した見積もりとすることとしたため、結果的に、前年度当初予算とほぼ同量となる水量を見込んでおります。

4 ページをお開き願います。

2 の予算見積、(1)概況についてでございます。

まず、表の構成でございますが、上段が収益的収支、下段が資本的収支、左側が収入、右側が支出となっており、それぞれ、左から順に、令和7年度当初予算、令和6年度2月補正後予算、令和6年度当初予算、令和6年度2月補正後予算と令和6年度当初予算の増減、令和7年度当初予算と令和6年度当初予算の増減となっております。

また、令和6年度2月補正後予算と令和6年度当初予算の増減、令和7年度当初予算と令和6年度当初予算の増減については、それぞれ、下側5ページに主な増減理由を記載いたしておりますので、併せて、御覧いただければと思います。

はじめに、4ページ表の上段、収益的収支でございますが、左側、収入につきましては、給水収益についても、先程御説明しましたとおり、人口減少等に伴う減少は見込まれるものの、例年、当初予算としては、渴水を想定した見積りとしていたものを、令和7年度当初予算からは、平常時を想定した見積もりとすることとしたことなどから、4行目の計のとおり、令和7年度当初予算は、令和6年度当初予算と比べ、1億6,300万円増の231億800万円、令和6年度2月補正後予算は、2億5,100万円増の231億9,600万円を見込んでおります。

一方、右側、支出につきましては、漏水修繕業務の増加などによる委託料の増加や、水質悪化に伴う使用量の増加などによる薬品費の増加のほか、人事院勧告等を考慮した人件費の増加などにより、4行目の計のとおり、令和7年度当初予算は、令和6年度当初予算と比べ、11億8,900万円増の240億9,700万円、令和6年度2月補正後予算も、4億6,400万円増の233億7,200万円を見込んでおります。

こうした結果、表の中段になりますが、収益的収支の収支差引は、令和7年度当初予算では9億8,900万円の赤字と、企業団の当初予算としては初めての赤字予算となる見込みであり、令和6年度2月補正後予算でも1億7,600万円の赤字となる見込みでございます。

なお、水道事業会計では、税込みの場合、給水収益(料金)に係る預かり消費税の影響などにより、実態との乖離があることから、経営状況を見る場合、税抜きが用いられますが、税抜きで見た場合、収益的収支差引の行の上段のカッコ内のとおり、令和7年度当初予算では、16億3,200万円の赤字となる見込みであり、非常に厳しい状況となっております。

次に、下段の資本的収支についてでございます。

右側、支出でございますが、建設改良費につきましては、令和7年度当初予算では、令和6年度当初予算と比べ、8,000万円増の131億8,400万円を見込んでおります。増減理由としましては、5ページ上段に記載のとおり、工事請負費が1億2,300万円増

加、委託料が1億3,900万円増加、負担金等が1億6,600万円減少することなどによるものでございます。

一方、令和6年度2月補正後予算については、令和6年度当初予算に比べ、16億2,300万円増の147億2,700万円を見込んでおりますが、これは、今年度から水道事業が国土交通省の所管となったことにより、国の水道事業関係予算における補正予算のウエイトが高まったことによるものであり、昨年末に成立した国の総合経済対策に伴う補正として16億9,400万円の増額補正を行うものなどがございます。内訳といたしましては、5ページ下段に記載のとおり、工事請負費が15億1,800万円、委託料が1億4,300万円増加することなどによるものでございます。

なお、財源につきましては、4ページ左側、収入のとおり、企業債や国庫補助金、市町からの出資金などを見込んでおり、表の最下段、資本的収支の不足額、令和7年度当初予算84億7,600万円、令和6年度2月補正後予算93億8,600万円につきましては、いずれも、表の下の※印のとおり、損益勘定留保資金等で補填することといたしております。

6ページをお開き願います。

(2) 財務についてでございます。

企業団では、香川県水道広域化基本計画において、表の下の(注)に記載のとおり、区分経理満了時に旧事業体が遵守すべき財政収支の目標値として、給水収益に対する企業債残高の比率を3.5倍以内、同じく内部留保資金の比率を0.5倍程度とすることを定めております。毎年度末の目標値ということではございませんが、企業団全体では、令和7年度末で、企業債残高は3.09倍、内部留保資金は1.01倍となる見込みとなっております。

なお、旧事業体ごとの状況につきましては、少し飛びまして20ページをお開き願います。

まず、20ページ、21ページが令和7年度当初予算の状況でございます。

表の中段から少し下、太線で囲っております、損益(当年度純利益)につきましては、先ほど御説明したとおり、企業団全体では、税抜きで16億3,200万円の赤字となる見込みであり、事業体ごとに見ましても全ての事業体で赤字となる見込みでございます。

また、表の一番下、指標でございますが、企業債残高につきましては、丸亀、多度津の2事業体が3.5倍を超える見込みとなっており、内部留保資金につきましては、さぬき、東かがわ、土庄、坂出、琴平、多度津の6事業体が0.5倍を満たせない見込みとなっております。

おめくりいただきまして、22ページ、23ページは令和6年度2月補正後予算の状況でございます。

高松をはじめ14事業体が赤字の見込みとなるなど、令和7年度当初予算同様に厳しい状況となっております。

それでは、7ページにお戻りください。

7ページでございますが、3の施設整備事業、(1)の概況についてでございます。事業費について、欄外の(注)のとおり、「広域水道設備費」、これは広域化に伴う導水管や送水管の新設などを、「経年施設更新整備事業費」は、耐用年数を踏まえた管路や施設の更新・耐震化などを、「その他建設改良事業費」は、管路支障移転や県の工事に伴う負担金などを内容としておりますが、表の中段からやや上、計のとおり、令和7年度当初予算では、令和6年度当初予算に比べ1億400万円増の120億3,500万円を見込んでおります。

また、令和6年度2月補正後予算では、先程の、国の総合経済対策に伴う補正額16億9,400万円を含めて、136億400万円の事業費を見込んでおります。

なお、表の右端に参考といたしまして、14か月予算の欄を設けておりますが、令和7年度当初予算の額に、令和6年度の国の総合経済対策に伴う補正を加えた額は、合計で137億2,900万円となっており、令和6年度当初予算に比べ、17億9,800万円の増となっております。

8ページをお開き願います。

(2) 施行計画でございますが、令和7年度施行予定の主なものを記載しております。

①の広域水道設備費につきましては、小豆ブロックでの肥土山浄水場更新工事や、西讃ブロックでの西讃地区広域監視システム設置工事などを、引き続き実施するとともに、高松ブロックでの新岡本線送水管新設工事などの新設工事を施行することとしております。

9ページを御覧ください。

②経年施設更新整備事業費でございますが、11ページにかけまして、各ブロック等で施行予定の5,000万円以上の工事について記載いたしております。

なお、○印を付したものは、耐震化に係る事業でございます。

11ページをお開き願います。

③その他建設改良事業費でございますが、管路支障移転等として、28億2,600万円を計上しております。

また、工事に伴う負担金として、県が平成7年度から実施している五名ダム再開発事業において、異常渇水時における水道水の供給を図ることを目的に、1万4,000立方メートルの新たな渇水対策容量を確保するため、企業団でも、令和5年度から当該事業に対する費用負担を行っております。

五名ダムの全体事業費275億円の0.33%、9,000万円余を企業団が負担することとなっており、令和7年度は390万円余を負担することとなっております。

なお、このうち130万円については、県費補助が受けられる見込みでございます。

12ページをお開き願います。

令和6年度2月補正で予算措置をすることとなる、国の総合経済対策に伴って実施する工事等のうち、主なものを記載いたしております。

13 ページを御覧ください。

4、基本計画関係でございます。

東部浄水場増設等基本検討業務委託につきましては、高松・東讃地区において、香川用水を原水とした水道水供給能力の向上を図るため、東部浄水場の拡張を検討するとともに、香川用水を原水として活用できる浄水場への原水供給方策を検討するもので、施設の統廃合を進めるにあたり、円滑な水融通や、香川用水送水量の増量を行うために必要となる施設を、効果的に整備できるよう、東部浄水場の増設形態等の基本検討を行うこととしております。

14 ページをお開き願います。

5、債務負担行為のうち主なものでございます。

肥土山浄水場更新工事につきましては、令和4年度当初予算で、令和9年度までの債務負担行為を設定しておりますが、排水汚泥処理における適正な運転管理を再度検討した結果、新たに機械脱水機を導入する必要性が生じたことなどから、追加の債務負担行為を設定するものでございます。

また、肥土山浄水場脱水機棟外建築工事につきましては、肥土山浄水場更新工事の進捗に併せて施工する、脱水機棟などの建築工事について、債務負担行為を設定するものでございます。

水道事業につきましては、以上でございます。

次に、15 ページからは工業用水道事業会計についてでございます。

1の業務量につきましては、令和7年度も、令和6年度当初予算と同数の42事業所となる見込みであり、年間給水量についても、令和6年度当初予算とほぼ同量を見込んでおります。

16 ページをお開き願います。

2の予算見積、(1)概況についてでございます。

表の構成は水道事業と同様でございます。下側17ページに主な増減理由を記載しておりますので、併せて、御覧いただければと思います。

ポイントだけを簡単に御説明させていただきますが、表の中段、収益的収支の収支差引は、令和7年度当初予算では9,700万円の黒字、令和6年度2月補正後予算では7,300万円の黒字となる見込みでございます。なお、税抜きでは、同じ行の上段カッコ内のとおり、令和7年度当初予算では8,600万円の黒字、令和6年度2月補正後予算では6,300万円の黒字となる見込みでございます。

また、資本的収支のうち、建設改良費につきましては、表の右側、支出の中段でございますが、令和7年度当初予算では、令和6年度当初予算と比べ、1億2,600万円増の

5億4,700万円を見込んでおり、令和6年度2月補正後予算では、令和6年度当初予算に比べ、1億200万円減の3億1,900万円を見込んでおります。

なお、表の最下段、資本的収支の不足額、令和7年度当初予算6億400万円、令和6年度2月補正後予算4億400万円につきましては、いずれも、表の下の※印のとおり、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

18ページをお開き願います。

3の施設整備事業、(1)概況についてでございます。

事業費は、表の中段、計のとおり、令和7年度当初予算では、令和6年度当初予算に比べ1億2,700万円増の5億3,100万円を、令和6年度2月補正後予算では、1億200万円減の3億200万円を見込んでおります。

続きまして(2)施行計画でございますが、令和7年度の主なものとして、①経年施設更新整備事業費につきましては、綾川浄水場排水処理脱水機械設備工事や、綾川浄水場排水処理電気設備工事を予定しております。

予算議案については、以上でございます。

続きまして、予算外議案について御説明させていただきます。

少し飛びまして26ページをお開き願います。

まず、第5号議案、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例議案」でございます。

「刑法等の一部を改正する法律」の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されること等に伴い、関係条例について、規定中「懲役」又は「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

施行期日は、令和7年6月1日としております。

次に第6号議案、「香川県広域水道企業団特別職の職員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例議案」でございます。

公務のために旅行する企業長等に支給する旅費について、経済社会情勢の変化に対応するとともに、より旅行の実態に即したものとするため、関係条例の規定を改めるものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日としております。

次に27ページを御覧ください。

第7号議案、「香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案」でございます。

「特別職の職員の給与に関する法律」の一部が改正されたこと等を考慮し、企業長が指定する副企業長の受ける期末手当の支給割合の改定を行うものでございます。

施行期日は、令和6年12月に支給する期末手当に係る改正は規則で定める日から施行のうえ、同年12月1日から適用することとし、令和7年度以降に支給する期末手当に係る改正は令和7年4月1日としております。

28 ページをお開きください。

第8号議案、「香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例及び香川県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例議案」についてでございます。

国及び他の地方公共団体の職員との均衡を考慮して、一般職の職員の給与の種類及び基準について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、「単身赴任手当について、採用に伴い支給要件を満たした職員を支給対象に加えること」、「小学校就学の始期から小学校3年生までの子を養育するための子育て部分休暇の導入に伴い所要の改正を行うこと」などがございます。

施行期日は、令和7年4月1日としております。

香川県広域水道企業団議会への提出議案につきましては、以上でございます。

○議長（知事）

それでは、今、高木副企業長から今度の議会への提出議案の説明がありました。内容について御意見や御質問がありましたら御発言をお願いいたします。

（なし）

それでは、議会への提出議案は以上といたします。

次に、「統一料金の基本方針（案）」について説明をお願いいたします。

○事務局（高木副企業長）

それでは「統一料金の基本方針（案）」について、御説明申し上げます。

資料「統一料金の基本方針（案）」を御覧ください。

水道料金統一化の取り組みにつきましては、昨年10月の運営協議会において、「統一料金の基本方針」として、①の基本料金と従量料金のあり方から、⑩の福祉減免制度のあり方まで、水道料金の料金体系を決定する上で必要と考えられる10項目を定めることとし、①から⑤までの基本的な5項目については、審議会において決定した方針案を、⑥から⑩の慎重に検討する必要がある5項目については、今後審議会で議論していただくに当たり企業団としての考え方について、御説明させていただいたところでございます。

その後、審議会の開催に向けて、審議会会長、副会長と協議を進めていく中で、⑦の共同住宅（連用給水装置）について、「基本料金の算定対象を、企業団が設置している親メーターの口径とする」という企業団の考え方も一定の合理性は認められるものの、全国的に同様の考え方をとっている事業者はほとんどなく、全国的に注目されている料金統一化としてどういう形がいいか、もう少し慎重に検討していく必要があるのでは・・・との意見をいただきました。

以降、検討、協議を重ねた結果、今回、審議会で議論していただく企業団としての考え方を改めようとするものでございます。

資料の朱書のとおり、「基本料金の算定対象について、企業団が設置している親メーターの口径として、各戸ごとの基本料金の算定は行わない方式」から、全国的に採用されている「基本料金の算定対象を、各戸のみなし子メーターとし、各戸ごとに算定した基本料金の合計額とする方式」に改めさせていただきたいと考えております。

皆様方には、是非、御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、3月開催予定の第5回審議会では、⑥から⑩までの5項目について審議会としての方針を決定するとともに、①から⑤までの5項目と合わせ、基本方針（案）として取りまとめることとしております。

「統一料金の基本方針（案）について」の説明は以上でございます。

○議長（知事）

今、高木副企業長からありました共同住宅の扱いについてですけれども、このように見直しをするということですがいかがでしょうか。

そのほかにも含めて御意見御質問をお願いします。

（なし）

それでは、「統一料金の基本方針（案）」について、この朱書のとおりとして進めたいと思います。

本日の議事は以上でございますけれども、その他に企業団の事務に関することで、御発言がありましたら御遠慮なくお願いいたします。

（なし）

それでは、御意見も無いようですので、今日の運営協議会は以上とさせていただきます。

円滑に終了できましたこと、御礼申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

○事務局（植松事務局長）

以上をもちまして令和6年度第2回香川県広域水道企業団運営協議会を終了させていただきます。

誠にありがとうございました。

（14：32 閉会）